

鴻巣市立図書館ホームページ有料広告募集要領

平成19年8月8日教育長決裁

1 掲載期間と料金

ホームページ有料広告の掲載期間は、次のとおりとする。ただし、1か月を単位とすることができる。

また、掲載者の希望により掲載期間を短縮できるものとする。この場合の始期及び終期は、開庁時間内を指定することとし、掲載料金の日割計算、還付等を行わないものとする。

掲載期間	始期	終期
1年間	月の最初の開館日の午前10時	12か月後の月の最後の開館日の午前10時

2 掲載位置等

広告の掲載位置は、トップページ及び検索ページ右端部で、各5枠程度とする。

3 申込方法

別紙申込書に次の書類等を添え、鴻巣市立鴻巣中央図書館へ提出するものとする。

(1) 添付資料(様式は別紙のとおり)

(2) 広告の図案及びその版下(縦50×横140ピクセルで容量5キロバイト以内のGIF形式画像)

4 掲載の要件

掲載できる広告は、鴻巣市公共施設等有料広告取扱要綱(平成18年鴻巣市告示第347号。

以下「要綱」という。)第3条に定めるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする

る

(1) 掲載者が事業所を有しないなど、責任の所在が不明確なもの

(2) 内容が不明確なもの

(3) 個人情報に関する取扱いが不適切であると認められるもの

- (4) 著作権及び肖像権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (5) 各業界が定める自主基準の表示事項を適切に表示していないもの
- (6) 比較又は優位性を示す表現について、その条件の明示及び確実な事実の裏付けが示されていないもの
- (7) 事実でないのに市が掲載者を支持し、又はその商品やサービスなどを推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの

5 審査の基準の適用

広告を経由してリンクしているページについても、要綱及びこの要領で定める掲載の要件の制限を適用するものとする。

6 掲載料金の納期と納付方法

掲載料金の納期は、広告掲載の決定通知を受けた日から広告掲載日の前日までとする。ただし、納期が休日等の場合、その翌日を納期とする。

掲載者は、納期までに市指定金融機関、市収納代理金融機関又は郵便局で納付するものとする。

7 掲載の中止等

要綱で定めるもののほか、掲載期間の途中で要綱の掲載の要件に違反した場合は掲載を中止し、又は取り消すものとする。この場合、掲載料金の還付等を行わないものとする。

8 その他

市の都合によりホームページを閉鎖したとき（システム及び機器の保守並びに停電、通信回線の事故及び天災等の不可抗力によりサービスを停止した期間を除く。）は、その時間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する期間
2 4 時間未満	なし
2 4 時間以上 4 8 時間未満	1 日
4 8 時間以上	閉鎖した日数（2 4 時間単位で計算し、端数は切捨て）